2　注１に規定する病棟以外の精神病棟については、当分の間、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、550点を算定できる。ただし、注１に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準であって10対１入院基本料に係るものに適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近３月に限り、10対１特別入院基本料として、992点を算定できる。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

3　当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ	14日以内の期間	465点（特別入院基本料等については、300点）
ロ	15日以上30日以内の期間	250点（特別入院基本料等については、155点）
ハ	31日以上90日以内の期間	125点（特別入院基本料等については、100点）
ニ	91日以上180日以内の期間	10点
ホ	181日以上１年以内の期間	３点

4　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合には、入院した日から起算して３月以内の期間に限り、重度認知症加算として、１日につき100点を所定点数に加算する。

5　当該病棟に入院する患者が、入院に当たって区分番号Ａ２３８－５に掲げる救急搬送患者地域連携受入加算又は区分番号Ａ２３８－７に掲げる精神科救急搬送患者地域連携受入加算を算定したものである場合には、入院した日から起算して14日を限度として、救急支援精神病棟初期加算として、１日につき100点を所定点数に加算する。

6　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ　地域医療支援病院入院診療加算
ロ　臨床研修病院入院診療加算
ハ　救急医療管理加算
ニ　妊産婦緊急搬送入院加算
ホ　在宅患者緊急入院診療加算
ヘ　診療録管理体制加算
ト　乳幼児加算・幼児加算
チ　難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）
リ　特殊疾患入院施設管理加算
ヌ　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
ル　看護配置加算
ヲ　看護補助加算
ワ　地域加算
カ　離島加算
ヨ　療養環境加算
タ　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算
レ　精神科措置入院診療加算
ソ　精神科応急入院施設管理加算
ツ　精神科隔離室管理加算
ネ　精神病棟入院時医学管理加算
ナ　精神科地域移行実施加算
ラ　精神科身体合併症管理加算（18対１入院基本料及び20対１入院基本料を算定するものを除く。）
ム　強度行動障害入院医療管理加算
ウ　重度アルコール依存症入院医療管理加算
ヰ　摂食障害入院医療管理加算
ノ　医療安全対策加算
オ　感染防止対策加算
ク　患者サポート体制充実加算
ヤ　褥瘡（じょくそう）ハイリスク患者ケア加算
マ　ハイリスク妊娠管理加算
ケ　救急搬送患者地域連携受入加算
フ　精神科救急搬送患者地域連携受入加算
コ　後発医薬品使用体制加算
エ　病棟薬剤業務実施加算
テ　データ提出加算

Ａ１０４　特定機能病院入院基本料（１日につき）

1　一般病棟の場合

イ	７対１入院基本料	1,566点
ロ	10対１入院基本料	1,311点

2　結核病棟の場合

イ	７対１入院基本料	1,566点
ロ	10対１入院基本料	1,311点
ハ	13対１入院基本料	1,103点
ニ	15対１入院基本料	945点

3　精神病棟の場合

イ	７対１入院基本料	1,322点
ロ	10対１入院基本料	1,251点
ハ	13対１入院基本料	931点
ニ	15対１入院基本料	850点

注１　特定機能病院の一般病棟、結核病棟又は精神病棟であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

２　注１の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める患者については、区分番号Ａ１０２に掲げる結核病棟入院基本料の注３に規定する特別入院基本料の例により算定する。